

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

令和4年11月2日

（ 照会者 ） 殿

金融庁総合政策局リスク分析総括課貸金業室長

令和4年10月12日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.（3）の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

照会のあった事例について、照会者が行おうとする行為は、貸金業法第2条第1項に規定する「貸金業」に該当し、同法第3条第1項に規定する登録の必要があると考える。

2. 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

照会者が行おうとする行為は、貸金業法第2条第1項に規定する「貸付け」で「業として行うもの」に該当するため。

以上